

(参考) 社会保険への加入に関する補足

社会保険加入による手取り月額（概算）について考えてみましょう。ご自身の手取りについて、シミュレーションもできます。

加入前

▼ 国民健康保険・国民年金に加入

月額給与	98,000円
国民健康保険料	3,800円
国民年金保険料	17,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円(※2)
手取り月額(概算)	76,600円

▼ 社会保険の扶養の範囲で働く

月額給与	98,000円
健康保険料	0円
厚生年金保険料	0円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	500円
手取り月額(概算)	96,900円

私たちの社会保険料はどうなりますか？



加入後

▼ 社会保険に加入して働く

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円
手取り月額(概算)	83,500円

保険料の半分は
会社が支払うんですね！



ご自身の**手取りの変化を**
計算してみましょう！



手取りかんたん
シミュレーター

<https://www.mhlw.go.jp/tokyo/sakurida/kyojin/syugosin/simulation01>



※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。

※2 このケースでは毎月の所得税額が生じますが、年末調整で国民健康保険料・国民年金保険料の支払額が反映され、納付済み分は還付されるため、0円と表記しています。

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます。

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。



(参考) 社会保険への加入のメリット (医療保険)

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

☑ 医療メリット

🎬 1分で分かる! 動画はこちら >>>



① 傷病手当金 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)



4日目から、最大1年6ヶ月、**給与の2/3の金額が受け取れます。***^{※1}

病気またはけがが発生

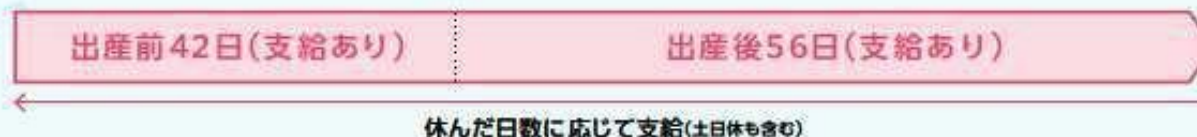


※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は**58,860円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間 **給与の2/3の金額が受け取れます。***^{※2}



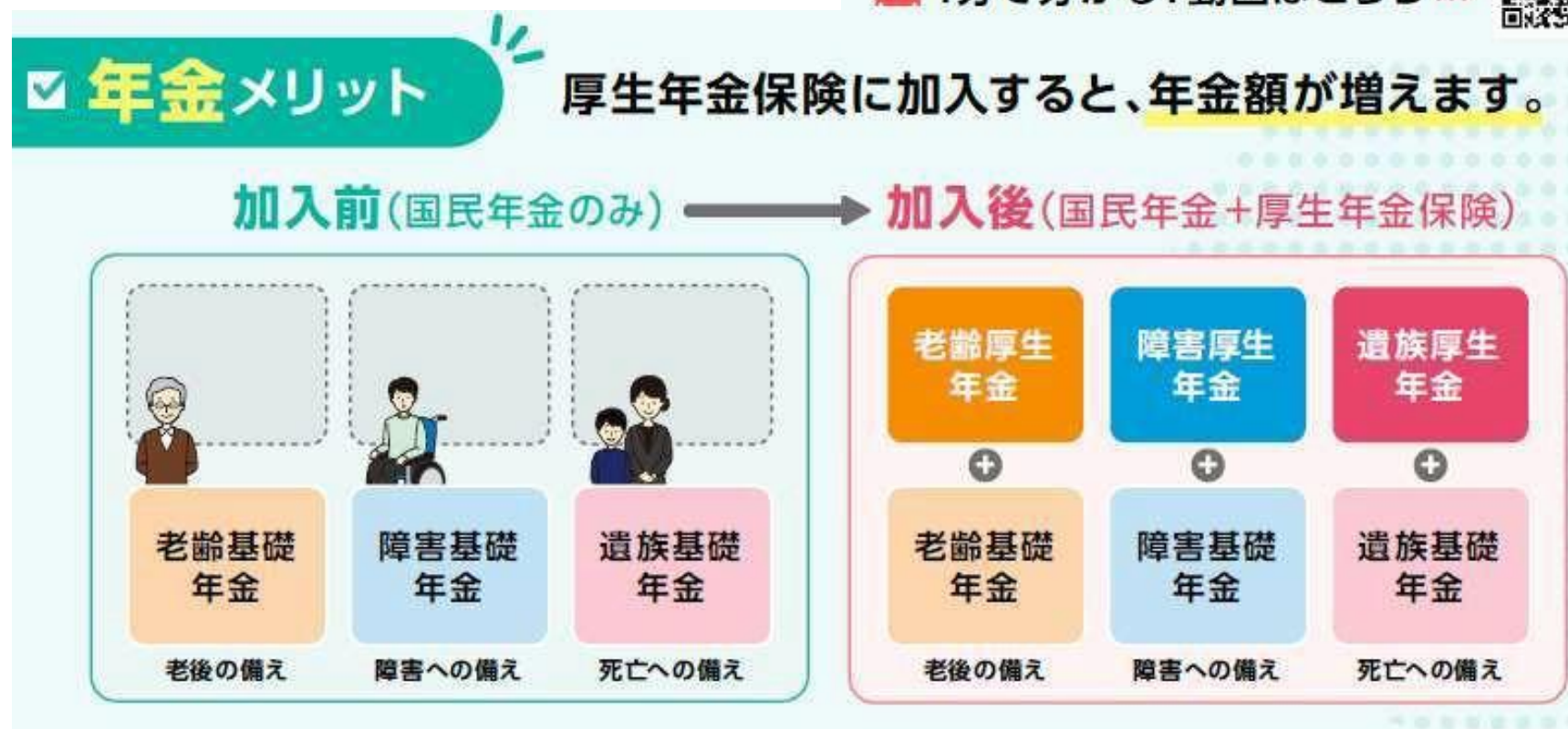
出産



※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は**213,640円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

(参考) 社会保険への加入のメリット (年金)

社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます



(参考) 社会保険適用拡大ガイドブック

パート・アルバイトのみなさまへ
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

社会保険適用拡大 ガイドブック

パート1 以下の勤め先で
2016年10月～ 従業員数 501人以上
2017年10月～ 従業員数 101人以上
2018年10月～ 従業員数 51人以上
の勤め先

パート2 以下の全てにチェックが
入った方が対象です。

- 勤め先の従業員数が20名以上
- 勤め先の月収が月額8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tokiyokakusai/index.html>

厚生労働省 日本年金機構

パート・アルバイトのみなさま、
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ
あなたの年金・医療保険が変わります。

メリット 年金

年金が“2階建て”になり一生潤い受け取れます！
老後・障害・死亡の3つの保障が充実！

老齢年金 定年退職後、毎月一定の年金を受け取れます。

障害年金 病気や怪我等で障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに払って保障の範囲が広がります。

遺族年金 被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。

メリット 医療

あんしんの医療保険がさらに充実！

療養手当て 病休期間中、給与の2/3相当を支給

出産手当て 産休期間中、給与の2/3相当を支給

年金・医療保険のメリットを詳しく知りたい方は
P.3・4をご覧ください。

自分の年金がどう変わるのかシミュレーションしたい方は
P.5以降をご覧ください。

対象

従業員数51人～500人の勤め先が対象です。

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

- 勤め先の従業員数が20名以上
- 勤め先の月収が月額8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

パート・アルバイトの方

パート・アルバイトの方は、パート・アルバイトの勤め先が対象です。

パート・アルバイトの方は、パート・アルバイトの勤め先が対象です。

パート・アルバイトの方は、パート・アルバイトの勤め先が対象です。



特設サイトはこちら

(参考) これからの働き方を考える

キャリア設計（自分の強み・弱み、能力を知る）

■ キャリア形成・リスキング相談コーナーでのキャリアコンサルティング



- 強み・弱み、能力を整理し、キャリアに関する計画を立てることができるよう、キャリアの専門家であるキャリアコンサルタントがお手伝いします。
- まずはジョブ・カードを作成して、自分の経歴などを振り返ってみましょう。相談前に全部書いていなくても大丈夫です。
マイジョブ・カードというサイトを使ってオンラインで作成すると便利です。
- キャリアコンサルティングは、都道府県ごとに設置された支援センターのほか、全国のハローワーク内の「キャリア形成・リスキング相談コーナー」で受けることができます。
- オンラインでも相談できます。また、支援センター内の相談コーナーは平日夜間や土日も御利用いただけます。
- キャリアコンサルティングの御予約は、ホームページから又は各支援センターへ電話でお申し込みください。

■ マイジョブ・カード



キャリア形成・リス
キング相談コーナー
等については
こちらから▶▶▶



マイジョブ・カード
のホームページは
こちらから▶▶▶



向いている仕事を探す

■ job tag（職業情報提供サイト）



自己診断ツール



- ✓ 職業興味検査
- ✓ 価値観検査
- ✓ 職業適性テスト（Gテスト）
- ✓ しごと能力プロフィール検索
- ✓ ポータブルスキル見える化ツール
- ✓ 結果を組み合わせることで適職を検索



「ジョブ」（職業、仕事）、「タスク」（仕事の内容を細かく分解したもの、作業）、「スキル」（仕事をするのに必要な技術・技能）等の観点から、職業情報を「見える化」し、就職活動等を支援するサイトです。

どんな職業があるのか、その職業ではどんな仕事内容・作業が一般的に行われ、どんなスキルや知識を持った方が働いているのかを調べることができます。

job tag
のホームページは
こちらから▶▶▶

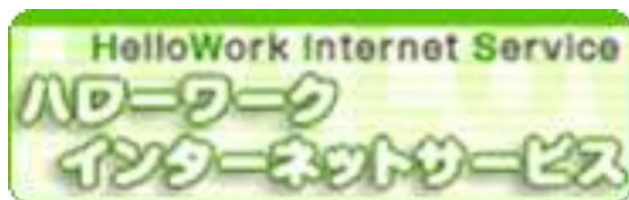


やりたい仕事を探す、各種支援情報を調べる

ハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）は、全国500カ所以上に所在し、豊富な求人情報をもとにした「職業紹介」のほか、「雇用保険」、「雇用対策」などの国の制度を組み合わせ、様々なニーズに応える雇用支援を行っています。

お近くの
ハローワークを
探すときは
こちらから▶▶▶



サービス
ご利用は
こちらから
▶▶▶



ハローワークインターネットサービスでは、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンで求人情報を手軽に検索いただけます。また、一部企業にはオンラインで応募することができます。

仕事と家庭を両立したいあなたをサポート

マザーズハローワーク
マザーズコーナー



お近くの
マザーズ
ハローワークを
探すときは
こちらから
▶▶▶



マザーズハローワークでは、子育て中の方が仕事を探すときに、お子様連れでも利用しやすい環境で、専門的な相談をしていただけます。

女性応援ポータルサイト

様々なライフステージにある女性がニーズに合った支援情報・サービスを一元的に探せるポータルサイトです。
男性・企業・地方自治体向けの情報も掲載しています。



<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/>

女性の活躍・両立支援総合サイト

女性活躍や仕事と家庭の両立支援に取り組む企業のデータベースです。



<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

各種制度について調べる

➤ 税金に関すること

【国税庁】

「暮らしの税情報」（令和5年度版）
※所得税の仕組み、税と家族など



➤ 社会保障に関すること

【厚生労働省】

「社会保障改革」
※何のための制度かについて



➤ 健康保険について

【全国健康保険協会】（協会けんぽ）

※健康保険制度・手続きなど



➤ 年金について

【日本年金機構】

※年金制度・手続きなど



【厚生労働省】

公的年金について、将来の年金額の
試算を行うことができます



※制度は改正されることがあります。状況に合わせて、最新の内容をご確認ください。